

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

(簡易吸収合併)

2020 年 3 月 3 日

株式会社サンマルクホールディングス

2020 年 3 月 3 日

吸収合併に係る事後開示書面

株式会社サンマルクホールディングス
代表取締役社長 綱嶋 耕二

当社は、当社の完全子会社である株式会社サンマルクチャイナとの間で、当社を吸収合併存続会社、株式会社サンマルクチャイナを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関する会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2020 年 3 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における事項

（１） 本合併をやめることの請求に係る手続の経過

吸収合併消滅会社である株式会社サンマルクチャイナは当社の完全子会社であったため、会社法第 784 条の 2 に基づく株主からの本合併をやめることの請求にかかる手続について、該当事項はありません。

（２） 反対株主の株式買取請求にかかる手続の経過

吸収合併消滅会社である株式会社サンマルクチャイナは当社の完全子会社であったため、会社法第 785 条に基づく反対株主の株式買取請求の手続について、該当事項はありません。

（３） 新株予約権買取請求にかかる手続の経過

吸収合併消滅会社である株式会社サンマルクチャイナは新株予約権を発行していなかったため、会社法第 787 条に基づく新株予約権買取請求にかかる手続について、該当事項はありません。

（４） 債権者異議手続の経過

吸収合併消滅会社である株式会社サンマルクチャイナは、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2020 年 1 月 24 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同条第 1 項第 1 号に掲げる債権者に対し本合併に関する異議申

述の個別催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における事項

(1) 本合併をやめることの請求にかかる手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併であり、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併であり、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続の経過

吸収合併存続会社である当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2020 年 1 月 24 日付の官報および電子公告において、同条第 1 項第 1 号に掲げる債権者に対し、本合併に関する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、株式会社サンマルクチャイナの資産、負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項

付属書のとおりです。

6. 吸収合併による変更登記をした日

2020 年 3 月 4 日（予定）

7. 上記に掲げるもののほか、本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

付 属 書

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面)

(略式吸収合併)

2020 年 1 月 17 日

株式会社サンマルクチャイナ

2020 年 1 月 17 日

吸収合併に係る事前開示書面

株式会社サンマルクチャイナ
代表取締役社長 宮岡 昌孝

当社は、株式会社サンマルクホールディングスとの間で締結した 2020 年 1 月 17 日付吸収合併契約書に基づき、2020 年 3 月 1 日を効力発生日として、株式会社サンマルクホールディングスを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

2020 年 1 月 17 日付吸収合併契約書の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社である株式会社サンマルクホールディングスは、当社の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際し、株式その他の金銭等の合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社に関する事項

（1）最終事業年度に係る計算書類の内容

吸収合併存続会社である株式会社サンマルクホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本合併以外に、該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本合併以外に、該当事項はありません

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の、吸収合併存続会社である株式会社サンマルクホールディングスの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の株式会社サンマルクホールディングスの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、株式会社サンマルクホールディングスの債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。

したがって、本合併後における株式会社サンマルクホールディングスの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

なお、本合併に先立ち、株式会社サンマルクホールディングスが当社に対して保有する債権の一部を放棄する予定ではありますが、かかる債権放棄は株式会社サンマルクホールディングスの債務履行の見込みに影響を及ぼすものではありません。

以上

別紙 1 吸収合併契約書



吸 收 合 併 契 約 書

株式会社サンマルクホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社サンマルクチャイナ（以下「乙」という。）は次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1） 吸収合併存続会社

商号 株式会社サンマルクホールディングス

本店 岡山県岡山市北区平田 173 番地 104

（2） 吸収合併消滅会社

商号 株式会社サンマルクチャイナ

本店 岡山県岡山市北区平田 173 番地 104

第3条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2020年3月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し、合意の上、これを変更することができる。

第4条（合併に際して交付する株式の数及び割当てに関する事項）

甲は、乙の発行済み株式のすべてを所有しているので、甲は、本合併に際して、乙の株主に対する株式又は金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（資本金及び準備金）

本合併により増加する甲の資本金等の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----|
| （1） 資本金 | 0 円 |
| （2） 資本準備金 | 0 円 |
| （3） 利益準備金 | 0 円 |

第6条（合併承認総会）

- 1 甲は、会社法796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。
- 2 乙は、会社法784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

第7条（会社財産の引継ぎ）

乙は、効力発生日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日までの期間、善良な管理者の注意をもって通常どおりそれぞれの会社の業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙協議し、合意の上、これを実行する。

第9条（従業員の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、従業員に関する処遇については、甲乙協議の上、これを決定する。

第10条（合併条件の変更及び契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、①天災地変その他の事由によって、甲もしくは乙のいずれかの財産状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合、または②本合併の実行に重大な支障となる事態もしくは著しく困難にする事態が生じた場合には、甲乙協議し、合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙協議し、合意の上、これを定める。

本契約の成立の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が正本1通を保管し、乙はその写し1通を保有する。

2020年1月17日

甲 岡山県岡山市北区平田 173 番地 104
株式会社サンマルクホールディングス
代表取締役社長 網嶋 耕二



乙 岡山県岡山市北区平田 173 番地 104
株式会社サンマルクチャイナ
代表取締役社長 宮岡 昌孝





別紙2 株式会社サンマルクホールディングスの計算書類等

- ・株式会社サンマルクホールディングスの「第28回定時株主総会招集通知(P3～P46)」より

(添付書類)

事業報告

(自2018年4月1日)
(至2019年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な設備投資や雇用環境が改善を続ける中、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。一方で、原油価格の高騰や海外景気の減速を背景とした輸出の停滞色が強まりつつあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、消費者の賃金水準の伸び悩みや将来不安は根強く、生活防衛意識や節約志向の定着化などにより個人消費の改善には繋がりにくい一方、人件費や物流費等のコスト上昇が深刻化するなど、引き続き厳しい経営環境で推移いたしました。

このような中、当社グループにおきましては、外食業の基本要素である商品の品質や接客能力の維持向上、店舗衛生の強化に愚直に取り組むとともに、新業態の実験及び既存業態のブラッシュアップに努めてまいりました。また、人員充足のための採用強化や外部環境に合わせた計画的な出店を進め、持続的な成長基盤づくりに注力してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高700億73百万円（前期比1.4%増）、経常利益65億69百万円（同4.3%減）となりました。また、特別損益では、海外の非連結子会社に対する関係会社株式評価損7億49百万円及び同社に対する貸付金に係る貸倒引当金繰入額6億99百万円の計上もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は29億8百万円（同19.6%減）となりました。

なお、当社グループ全業態の当連結会計年度末の店舗数は、直営店888店舗、フランチャイズ店34店舗、合計922店舗体制となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

レストラン事業におきましては、ベーカリーレストランにつき、焼き立てパンをはじめとした商品の品質とサービスレベル向上のための教育に注力するとともに店舗指導の管理強化に取り組んでまいりました。店舗数につきましては、当連結会計年度中に「ベーカリーレストラン・サンマルク」直営店3店舗出店し、直営店45店舗、フランチャイズ店18店舗、計63店舗となりました。また、「ベーカリーレストラン・バケット」直営店2店舗出店し、これにより直営店106店舗となりました。

スパゲティ専門店「生麺工房鎌倉パスタ」につきましては、強みの生パスタのメニュー開発に注力し、セットメニューなどの見直しにより改善を進めてまいりました。当連結会計年度中に直営店8店舗出店し、これにより直営店207店舗となりました。

回転ずし「すし処函館市場」につきましては、魅力のある創作寿司の開発や店舗オペレーションの見直しに注力してまいりました。当連結会計年度中に直営店1店舗出店し、直営店11店舗、フランチャイズ店5店舗、計16店舗となりました。

炒飯店「石焼炒飯店」につきましては、既存業態の継続的なブラッシュアップに取り組んでまいりました。店舗数につきましては、直営店28店舗となりました。

ドリア専門店「神戸元町ドリア」につきましては、店舗人員体制の整備とともにメニューのブラッシュアップにより、安定した運営力を収めてまいりました。当連結会計年度中に直営店3店舗出店し、これにより直営店37店舗となりました。

この結果、レストラン事業売上高は383億71百万円（前期比1.5%増）、営業利益は43億円（同5.3%増）となりました。

喫茶事業におきましては、コーヒーショップ「サンマルクカフェ」につき、主力のベーカリーアイテムの充実を図るとともに人員の採用強化や研修制度の充実などに努めてまいりました。出店につきましては、当連結会計年度中に「サンマルクカフェ」直営店12店舗出店し、これにより直営店395店舗、フランチャイズ店9店舗、計404店舗となりました。

フルサービス喫茶の「倉式珈琲店」につきましては、定期的なドリンク商品の拡充の他、食事需要に対応するためのフードメニューの充実を図ってまいりました。当連結会計年度中に直営店11店舗出店、フランチャイズ店1店舗出店し、これにより直営店53店舗、フランチャイズ店2店舗、計55店舗となりました。

この結果、喫茶事業売上高は313億93百万円（前期比0.5%増）、営業利益は35億80百万円（同10.1%減）となりました。

なお、上記の他に、前連結会計年度に引き続き、新業態の実験店舗の開設、検証に取り組んでまいりました。当社が運営している実験業態店舗の出店につきましては、和食店の「奥出雲玄米食堂井上」直営店2店舗、グリル料理の「ザ・シーズン」直営店1店舗、天ぷら料理の「天清」直営店1店舗をそれぞれ出店いたしました。この結果、実験業態店舗に係る売上高は3億8百万円、営業損失は14億72百万円（前期営業損失13億32百万円）となりました。

（注）上記には、各事業に所属しない販売費及び一般管理費等の全社費用が含まれております。

当社連結グループのレストラン事業及び喫茶事業に係る種類別売上高は、次のとおりであります。

種 別	金 額	構 成 比	前 期 比
	百万円	%	%
直 営 店 売 上	68,228	97.8	101.3
ロイヤリティ収入	205	0.3	81.6
F C 関 連 等 売 上	1,329	1.9	90.8
合 計	69,764	100.0	101.0

② 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、直営店としてサンマルクカフェ12店舗、倉式珈琲店11店舗、生麺工房鎌倉パスタ8店舗、神戸元町ドリア3店舗、ベーカリーレストラン・サンマルク3店舗などの新店及びその他改装等に伴う建物設備、構築物等総額30億23百万円を実施しております。

セグメント別設備投資は以下のとおりであります。

レストラン	1,328,359千円
喫茶	1,695,231千円
合計	3,023,590千円

なお、上記の他に、当社の事業統括管理等に係る設備投資301,301千円があります。

③ 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

なお、当連結会計年度において、当社連結グループの設備資金及び運転資金は自己資金を充当しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2016年 3 月期)	第 26 期 (2017年 3 月期)	第 27 期 (2018年 3 月期)	第 28 期 (当連結会計年度) (2019年 3 月期)
売 上 高(千円)	66,056,011	67,512,422	69,084,572	70,073,336
経 常 利 益(千円)	7,942,147	8,012,577	6,867,279	6,569,574
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	4,401,650	4,424,086	3,618,848	2,908,564
1株当たり当期純利益(円)	198.15	199.16	162.91	131.84
総 資 産(千円)	53,262,328	57,051,667	59,945,878	59,034,568
純 資 産(千円)	42,263,284	45,286,491	47,510,366	46,708,146
1株当たり純資産(円)	1,902.57	2,038.69	2,138.82	2,192.54

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して計算しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 25 期 (2016年 3 月期)	第 26 期 (2017年 3 月期)	第 27 期 (2018年 3 月期)	第 28 期 (当事業年度) (2019年 3 月期)
売 上 高(千円)	8,395,378	8,079,386	8,713,070	8,934,150
経 常 利 益(千円)	4,192,109	4,006,168	4,618,260	4,498,505
当 期 純 利 益(千円)	2,679,057	2,254,194	2,793,312	2,272,698
1株当たり当期純利益(円)	120.60	101.48	125.75	103.02
総 資 産(千円)	31,728,051	32,485,321	34,009,681	32,358,735
純 資 産(千円)	29,797,286	30,650,601	32,048,941	30,610,855
1株当たり純資産(円)	1,341.38	1,379.82	1,442.78	1,436.91

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式数を控除して計算しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 サ ン マ ル ク	100百万円	100.0%	飲 食 業
株 式 会 社 函 館 市 場	100百万円	100.0%	飲 食 業
株 式 会 社 バ ケ ッ ト	100百万円	100.0%	飲 食 業
株 式 会 社 鎌 倉 パ ス タ	100百万円	100.0%	飲 食 業
株式会社サンマルクチャイナ	100百万円	100.0%	飲 食 業
株式会社サンマルクグリル	100百万円	100.0%	飲 食 業
株式会社サンマルクカフェ	100百万円	100.0%	飲 食 業
株 式 会 社 倉 式 珈 琲	100百万円	100.0%	飲 食 業

③ 特定完全子会社に関する事項

名 称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額（千円）
株式会社サンマルクカフェ	岡山市北区平田173番地104	8,315,002

（注）当事業年度末日における当社の総資産額は、32,358,735千円であります。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、消費増税の予定も控え、消費マインドの改善は望みにくく、外食業界の運営面においては、原材料価格や人件費の上昇をはじめとした各種コスト高の厳しい経営環境が続くことが予想されます。

このような中、当社グループといたしましては、メニューの充実、人員体制の整備とサービス力強化に向けた研修教育、その他店舗改装等に注力するなど、外食企業としての基礎体力を充実させることで既存店舗の売上向上に取り組むとともに、並行して新業態や派生業態の実験も継続して推し進めることにより中長期の視点から着実な成長につなげることができるよう、鋭意諸施策に取り組んでまいり所存であります。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当 社	① 飲食店等を経営する子会社の支配管理 ② 当社グループの店舗開発、業態・商品開発、教育等の実施 ③ 上記に附帯関連する一切の業務
子 会 社	① 飲食店等の経営またはフランチャイズチェーンシステムによる飲食店等の経営 ② 上記に附帯関連する一切の業務

(6) 主要な営業所（2019年3月31日現在）

① 当社

本社 岡山市北区平田173番地104

② 子会社

株式会社サンマルク

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

ベーカリーレストラン・サンマルク	45店舗
------------------	------

株式会社函館市場

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

す し 処 函 館 市 場 他	11店舗
-----------------	------

株式会社バケット

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

ベーカリーレストラン・バケット 他	106店舗
-------------------	-------

株式会社鎌倉パスタ

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

生 麺 工 房 鎌 倉 パ ス タ 他	207店舗
---------------------	-------

株式会社サンマルクチャイナ

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

石 焼 炒 飯 店 他	28店舗
-------------	------

株式会社サンマルクグリル

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

神 戸 元 町 ド リ ア 他	37店舗
-----------------	------

株式会社サンマルクカフェ

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

サ ン マ ル ク カ フ ェ	395店舗
-----------------	-------

株式会社倉式珈琲

本社 岡山市北区平田173番地104

店舗

倉 式 珈 琲 店	53店舗
-----------	------

(7) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
830（7,295）名	16名増（165名増）

- （注） 1．従業員数は就業人員数であり、パートタイマーは、当連結会計年度の平均人員（1日8時間換算による年間平均人数）を（ ）外数で記載しております。
- 2．従業員数の増加は、新規直営店舗出店に伴う増加であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84（72）名	9名増（37名増）	42.7歳	6.4年

- （注） 1．従業員数は就業人員数であり、パートタイマーは、当事業年度の平均人員（1日8時間換算による年間平均人数）を（ ）外数で記載しております。
- 2．従業員数の増加は、実験業態店舗出店に伴う増加であります。

(8) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2019年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 22,777,370株
- ③ 株主数 33,165名（前期末比5,900名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
片 山 智 恵 美	4,225,644株	19.84%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,923,400株	9.03%
株 式 会 社 ク レ オ	1,030,984株	4.84%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	877,400株	4.12%
STATE STREET BANK AND T R U S T C O M P A N Y	710,746株	3.34%
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	549,337株	2.58%
THE BANK OF NEW YORK MELLON	530,434株	2.49%
株 式 会 社 中 国 銀 行	485,548株	2.28%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	480,600株	2.26%
B N Y M N O N - T R E A T Y D T T	346,200株	1.63%

（注）持株比率は、自己株式（1,474,127株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している新株予約権の内容の概要（2019年3月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に当社従業員、子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

- ① 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	綱 嶋 耕 二	—
常務取締役	藤 井 律 子	社 長 室 長
常務取締役	尾 崎 人 士	S S C 本 部 長
常務取締役	浅 野 克 彦	店 舗 開 発 本 部 長
取 締 役	中 川 雅 文	公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 株式会社はるやまホールディングス監査役
取 締 役	増 田 穰	—
取 締 役	渡 辺 勝 志	弁 護 士
常 勤 監 査 役	北 島 久	—
監 査 役	江 郷 知 己	—
監 査 役	石 井 辰 彦	弁 護 士 萩原工業株式会社監査役
監 査 役	福 原 一 義	公 認 会 計 士 ・ 税 理 士 株式会社ウエスコホールディングス取締役

- (注) 1. 取締役中川雅文、増田穰、渡辺勝志の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役北島久、江郷知己、石井辰彦、福原一義の各氏は社外監査役であります。
3. 取締役中川雅文氏及び監査役福原一義氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役中川雅文、増田穰、渡辺勝志及び監査役江郷知己の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 代表取締役社長片山直之氏は、2018年8月20日をもって逝去により退任いたしました。

② 事業年度中に辞任または解任された取締役及び監査役
該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	184,460千円 (19,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	18,600千円 (18,600千円)
合 計	12名	203,060千円

(注) 取締役の支給人員及び支給額には、期中に退任した取締役1名が含まれております。

④ 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼 務 先 会 社 名	兼 職 の 内 容	当 社 と の 関 係
社 外 取 締 役	中 川 雅 文	株式会社はるやま ホールディングス	社 外 監 査 役	—
社 外 監 査 役	石 井 辰 彦	萩原工業株式会社	社 外 監 査 役	—
社 外 監 査 役	福 原 一 義	株式会社ウエスコ ホールディングス	社 外 取 締 役	—

(注) 社外取締役中川雅文、社外監査役石井辰彦、福原一義の各氏の兼職先と当社の間には特別
の関係はありません。

⑤ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 取 締 外 役	中 川 雅 文	当事業年度開催の定例取締役会のすべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じて意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、発言を行っております。
	増 田 穰	当事業年度開催の定例取締役会のすべてに出席し、主に経営全般について客観的な立場からの視点による大所高所からの適切な助言、発言を行っております。
	渡 辺 勝 志	当事業年度開催の定例取締役会のすべてに出席し、主に弁護士としての法務面の専門的見地から経営全般について適宜必要な助言、発言を行っております。
社 監 査 外 役	北 島 久	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に経営全般について客観的な立場からの視点による大所高所からの適切な助言、発言を行っております。
	江 郷 知 己	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に経営全般について客観的な立場からの視点による大所高所からの適切な助言、発言を行っております。
	石 井 辰 彦	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての法務面の専門的見地から経営全般について適宜必要な助言、発言を行っております。
	福 原 一 義	当事業年度開催の定例取締役会及び同事業年度開催の監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から決算関連について適宜必要な助言、発言を行っております。

⑥ 社外役員の責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

P w C 京都監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

a. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

50,000千円

b. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

50,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、a. の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正性を確保するための体制を整備する。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・サンマルクグループの経営理念、行動指針に基づき、コンプライアンス重視を条件とした経営方針を経営計画に盛り込むこととし、業務分掌規程の運用等の他に啓蒙活動、各種教育等を通して法令、定款に適合した職務執行が行われるよう徹底する。
 - ・取締役会は、取締役会規程により経営に関する重要事項を決定するとともに相互に業務執行を監督し、法令等違反の未然防止の観点から随時、確認、点検を行う。
 - ・監査役会は、監査役会規程に基づき取締役の職務執行状況につき監督機能強化を図ることとし、社長直轄の内部監査室を置き、必要に応じて監査役会と連携をとりながら、取締役及び使用人の業務全般の妥当性につき監査することとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - ・取締役会及び経営の執行に係る重要な会議の議事録、その他の関連する書類については、文書管理規程に基づき適切な保存及び管理をすることとし、監査等必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態を確保する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・全社的なリスク管理の精度を上げるため、当社取締役及び事業子会社取締役で編成される「グループ経営会議」を設置し、グループ内の特定リスク、包括リスク、潜在リスク等についての洗い出しを行い、当社各本部及び事業子会社を監視し、必要な対策を講じるなど経営の影響度に応じた機動的かつ最適な対応がとれるよう、リスク管理体制の構築に努める。また、必要に応じて顧問弁護士など外部の専門家の助言を求め、適切な対応を適時検討することとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・中期経営計画を策定し、進捗状況を定期的なチェックによりプロセスの有効性の確認を行うとともに、ITを活用した全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
 - ・当社グループ企業内の社内メール会議等の閲覧権限を取締役に付与し、恒常的に問題点の把握に努めるとともに意思決定の迅速化を図る。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社及び事業子会社も含めたグループ経営会議を設置し、企業集団における業務の適正性を図るため、随時、個別案件の検討を行う。
 - ・事業子会社について、経営上必要なグループ内の統一ルールを制定するほか、当社従業員が事業子会社の監査役を兼任し、グループ内の横断的な業務の適正性の向上に努めることとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役は、内部監査室等に属する使用人に監査業務に必要な補助を求めることができ、当該人事等については、監査役会の意見を尊重するものとする。補助すべき使用人は、監査役から指示された職務に関して、監査役以外の指示命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役会または各監査役の要請に応じて必要な報告または情報提供を行うこととし、当社グループの業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、速やかに監査役へ報告することとする。
- ⑧ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役への報告を行った者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われていることを確保するための体制
- ・監査役は、監査役会が定める職務の分担等に従い、取締役会その他、グループ内の重要な会議に出席するとともに稟議書その他重要な文書を閲覧し、その業務執行状況を取締役または使用人に説明を求め、確認することができる。
 - ・監査役会は、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、定期的な意見交換等を通じてより効率的な監査が行える体制を整備する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

- ・取締役会規程に基づき、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催しております。取締役会は、法令または定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、職務の執行の監督を行っております。

② 監査役の監査体制

- ・監査役は、取締役会その他グループ内の重要な会議に出席する他、会計監査人及び内部監査室との間で必要に応じて情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス

- ・コンプライアンス重視を盛り込んだ経営計画を策定しております。また、内部通報制度を運用し、コンプライアンスの実効性確保に努めております。通報内容については、社内イントラネットを介して権限を保有した者と情報共有されるとともに、社外取締役及び監査役も閲覧可能となっており、独立した立場も含めて改善のプロセスを進捗確認できる仕組みを構築し、運用しております。また、コンプライアンス管理規程により通報者が保護される体制を整備しております。

④ リスク管理体制

- ・当社取締役及び事業子会社取締役で編成されるグループ経営会議を毎月実施し、グループ内の各種リスクを洗い出し、当社各本部及び事業子会社を監視し、必要な対策を講じております。

⑤ 内部監査

- ・内部監査室は適時、監査役、会計監査人と連携をとりながら、内部監査を実施しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	59,034,568	(負 債 の 部)	12,326,421
流 動 資 産	18,937,195	流 動 負 債	8,169,280
現 金 及 び 預 金	13,572,482	買 掛 金	2,388,137
売 掛 金	4,611,328	未 払 金	4,062,542
原材料及び貯蔵品	328,225	未 払 法 人 税 等	869,727
そ の 他	444,537	賞 与 引 当 金	74,759
貸 倒 引 当 金	△19,378	資 産 除 去 債 務	14,475
固 定 資 産	40,097,373	未 払 消 費 税 等	458,051
有 形 固 定 資 産	26,472,596	そ の 他	301,584
建 物 及 び 構 築 物	20,722,533	固 定 負 債	4,157,141
工具、器具及び備品	1,837,889	長 期 未 払 金	528,062
土 地	3,894,354	退職給付に係る負債	216,623
建 設 仮 勘 定	17,819	事業整理損失引当金	63,784
無 形 固 定 資 産	166,557	資 産 除 去 債 務	3,226,977
ソ フ ト ウ ェ ア	113,624	そ の 他	121,693
そ の 他	52,933	(純資産の部)	46,708,146
投資その他の資産	13,458,219	株 主 資 本	46,696,261
投 資 有 価 証 券	90,987	資 本 金	1,731,177
関係会社長期貸付金	1,270,000	資 本 剰 余 金	3,039,016
繰 延 税 金 資 産	2,417,600	利 益 剰 余 金	45,504,717
敷 金 及 び 保 証 金	9,569,496	自 己 株 式	△3,578,650
そ の 他	813,246	その他の包括利益累計額	11,885
貸 倒 引 当 金	△703,112	その他有価証券評価差額金	11,885
資 産 合 計	59,034,568	負 債 純 資 産 合 計	59,034,568

連 結 損 益 計 算 書

（ 自2018年 4 月 1 日 ）
（ 至2019年 3 月31日 ）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	70,073,336
売 上 原 価	15,248,967
売 上 総 利 益	54,824,368
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	48,416,315
営 業 利 益	6,408,052
営 業 外 収 益	358,782
受 取 利 息	7,193
受 取 配 当 金	1,941
受 取 賃 貸 料	187,279
債 務 勘 定 整 理 益	70,703
そ の 他	91,664
営 業 外 費 用	197,260
支 払 賃 借 料	155,878
そ の 他	41,381
経 常 利 益	6,569,574
特 別 利 益	103,703
受 取 保 険 金	103,703
特 別 損 失	2,015,872
固 定 資 産 売 却 損	16,705
固 定 資 産 除 却 損	254,224
減 損 損 失	237,467
関 係 会 社 株 式 評 価 損	749,792
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	699,285
災 害 に よ る 損 失	58,397
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,657,405
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,159,676
法 人 税 等 調 整 額	△410,834
当 期 純 利 益	2,908,564
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,908,564

連結株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日)
(至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年4月1日 残高	1,731,177	3,039,016	43,973,380	△1,255,928	47,487,646
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,377,227		△1,377,227
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,908,564		2,908,564
自 己 株 式 の 取 得				△2,322,721	△2,322,721
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,531,336	△2,322,721	△791,384
2019年3月31日 残高	1,731,177	3,039,016	45,504,717	△3,578,650	46,696,261

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
2018年4月1日 残高	22,720	22,720	47,510,366
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△1,377,227
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,908,564
自 己 株 式 の 取 得			△2,322,721
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△10,834	△10,834	△10,834
連結会計年度中の変動額合計	△10,834	△10,834	△802,219
2019年3月31日 残高	11,885	11,885	46,708,146

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 8 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社サンマルク
株式会社函館市場
株式会社バケット
株式会社鎌倉パスタ
株式会社サンマルクチャイナ
株式会社サンマルクグリル
株式会社サンマルクカフェ
株式会社倉式珈琲

② 非連結子会社の名称等

- ・ 非連結子会社の名称 SAINT MARC USA INC.
圣摩珂餐飲管理(上海)有限公司
SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.
(注) 圣摩珂餐飲管理(上海)有限公司につきましては現在清算中であります。
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・ 持分法を適用した非連結子会社 該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・ 持分法を適用しない非連結子会社の名称 SAINT MARC USA INC.
圣摩珂餐飲管理(上海)有限公司
SAINTMARC SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.
(注) 圣摩珂餐飲管理(上海)有限公司につきましては現在清算中であります。
- ・ 持分法を適用しない理由 非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び連結子会社は、主に、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～45年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 長期前払費用

当社及び連結子会社は、定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ロ. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「債務勘定整理益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 21,531,094千円
- (2) 偶発債務

当社は、関係会社であるSAINT MARC USA INC.の建物の賃貸借契約にかかる賃借料等について支払保証を行っております。なお、当連結会計年度末における賃貸借契約の残存契約年数は最も長いもので9年であり、月額賃借料総額は最大で70,876.15米ドルであります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	22,777,370株	一株	一株	22,777,370株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2018年6月26日開催の第27回定時株主総会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	688,615千円
・1株当たり配当額	31円00銭
・基準日	2018年3月31日
・効力発生日	2018年6月27日

ロ. 2018年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	688,612千円
・1株当たり配当額	31円00銭
・基準日	2018年9月30日
・効力発生日	2018年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2019年6月26日開催予定の第28回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	660,400千円
・1株当たり配当額	31円00銭
・配当の原資	利益剰余金
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については自己資金を充当しております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を随時把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差入れているものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、金額的重要性の観点から個別に定期的な信用調査を行うなどしてリスク軽減策につなげております。

買掛金、未払金及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

これらの債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金回収が早期かつ手元資金が潤沢にあり、当社財務担当が一括管理しているため、リスクは極めて僅少であると考えております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2. 参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	13,572,482	13,572,482	—
(2) 売掛金	4,611,328	4,611,328	—
(3) 投資有価証券	75,487	75,487	—
(4) 敷金及び保証金	9,569,496	9,718,541	149,044
資産計	27,828,795	27,977,840	149,044
(1) 買掛金	2,388,137	2,388,137	—
(2) 未払金	4,062,542	4,062,542	—
(3) 未払法人税等	869,727	869,727	—
負債計	7,320,407	7,320,407	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、公社債投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、以下のとおりであります。

①その他有価証券

(単位：千円)

	種類	当連結会計年度（2019年3月31日）		
		連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	75,487	58,396	17,091
	(2) 債券 国債・地方 債等	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	75,487	58,396	17,091
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券 国債・地方 債等	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		75,487	58,396	17,091

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 15,500千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

②当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(4) 敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値を算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※)	15,500
合 計	15,500

(※) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超
現金及び預金	13,572,482	—
売掛金	4,611,328	—
敷金及び保証金	49,074	9,520,421
合 計	18,232,885	9,520,421

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 2,192円54銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 131円84銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき重要な事実はありません。

9. その他の注記

- (1) 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
レストラン事業 (茨城県土浦市他)	営業店舗資産	建物及び構築物他
喫茶事業 (横浜市栄区他)	営業店舗資産	建物及び構築物他

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として当社グループの統括部門と実験業態店舗及び事業子会社各営業店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当連結会計年度において、資産グループ単位の収益等を踏まえて検証した結果、一部の営業店舗については、将来キャッシュ・フローによって当該資産の帳簿価額相当額を全額回収できる可能性は低いと判断し、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(237,467千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物234,790千円、その他2,677千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、減損対象資産すべてについて、正味売却価額を零として評価しております。

- (2) 貸倒引当金繰入額の内容

SAINT MARC USA INC. に対する貸付金について回収不能と見込まれる金額を見積もり、699,285千円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しております。

- (3) 資産除去債務に関する注記

①当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物(内部造作)の耐用年数である15年と見積り、割引率は0.176～1.860%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,120,831千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	162,919千円
時の経過による調整額	32,939千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△75,236千円</u>
期末残高	<u>3,241,452千円</u>

- (4) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	32,358,735	(負 債 の 部)	1,747,879
流 動 資 産	6,816,641	流 動 負 債	925,354
現 金 及 び 預 金	4,385,079	買 掛 金	285,927
売 掛 金	861,641	未 払 金	173,189
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,477	未 払 費 用	15,324
前 払 費 用	16,387	未 払 法 人 税 等	343,573
関係会社短期貸付金	1,323,333	未 払 消 費 税 等	72,658
未 収 入 金	110,952	前 受 金	14,740
そ の 他	117,761	預 り 金	16,995
貸 倒 引 当 金	△991	賞 与 引 当 金	2,944
固 定 資 産	25,542,094	固 定 負 債	822,525
有 形 固 定 資 産	3,577,087	長 期 未 払 金	1,835
建 物	1,172,120	退 職 給 付 引 当 金	40,258
構 築 物	19,147	事業整理損失引当金	63,784
工具、器具及び備品	58,117	長期預り敷金保証金	615,233
土 地	2,327,702	長 期 預 り 金	39,092
無 形 固 定 資 産	106,706	資 産 除 去 債 務	62,321
ソ フ ト ウ ェ ア	76,863	(純 資 産 の 部)	30,610,855
電 話 加 入 権	4,120	株 主 資 本	30,598,970
商 標 権	14,191	資 本 金	1,731,177
そ の 他	11,530	資 本 剰 余 金	14,355,716
投資その他の資産	21,858,300	資 本 準 備 金	14,355,565
投 資 有 価 証 券	90,987	そ の 他 資 本 剰 余 金	151
関 係 会 社 株 式	17,223,811	利 益 剰 余 金	18,377,152
出 資 金	926	利 益 準 備 金	12,000
関 係 会 社 出 資 金	70,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,365,152
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,311,666	別 途 積 立 金	16,487,000
長 期 前 払 費 用	27,355	繰 越 利 益 剰 余 金	1,878,152
敷 金 及 び 保 証 金	676,144	自 己 株 式	△3,865,076
建 設 協 力 金	235,669	評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,885
繰 延 税 金 資 産	921,023	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,885
破 産 更 生 債 権 等	2,851		
貸 倒 引 当 金	△702,136		
資 産 合 計	32,358,735	負 債 純 資 産 合 計	32,358,735

損 益 計 算 書

（ 自2018年 4 月 1 日 ）
（ 至2019年 3 月31日 ）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	8,934,150
売 上 原 価	2,669,186
売 上 総 利 益	6,264,964
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,866,098
営 業 利 益	4,398,865
営 業 外 収 益	865,504
受 取 利 息	2,659
受 取 配 当 金	1,941
受 取 賃 貸 料	857,146
そ の 他	3,757
営 業 外 費 用	765,864
支 払 賃 借 料	765,642
そ の 他	222
経 常 利 益	4,498,505
特 別 利 益	59,114
受 取 保 険 金	59,114
特 別 損 失	1,484,018
固 定 資 産 除 却 損	107
関 係 会 社 株 式 評 価 損	749,792
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	699,285
災 害 に よ る 損 失	34,834
税 引 前 当 期 純 利 益	3,073,601
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,008,302
法 人 税 等 調 整 額	△207,399
当 期 純 利 益	2,272,698

株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日)
(至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年4月1日 残高	1,731,177	14,355,565	151	14,355,716	12,000	15,187,000	2,282,680	17,481,680	△1,542,354	32,026,221
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						1,300,000	△1,300,000	—		—
剰余金の配当							△1,377,227	△1,377,227		△1,377,227
当期純利益							2,272,698	2,272,698		2,272,698
自己株式の取得									△2,322,721	△2,322,721
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	1,300,000	△404,528	895,471	△2,322,721	△1,427,250
2019年3月31日 残高	1,731,177	14,355,565	151	14,355,716	12,000	16,487,000	1,878,152	18,377,152	△3,865,076	30,598,970

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日 残高	22,720	22,720	32,048,941
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△1,377,227
当期純利益			2,272,698
自己株式の取得			△2,322,721
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△10,834	△10,834	△10,834
事業年度中の変動額合計	△10,834	△10,834	△1,438,085
2019年3月31日 残高	11,885	11,885	30,610,855

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び
関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

- ② その他有価証券
・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- ③ たな卸資産
・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

主に、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～38年
構築物	2～20年
工具、器具及び備品	2～15年

- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

④ 事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

1,091,139千円

(2) 偶発債務

当社は、関係会社であるSAINT MARC USA INC.の建物の賃貸借契約にかかる賃借料等について支払保証を行っております。なお、当事業年度末における賃貸借契約の残存契約年数は最も長いもので9年であり、月額賃借料総額は最大で70,876.15米ドルであります。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

87,255千円

② 長期金銭債務

585,881千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高

売上高

1,251,133千円

② 営業取引以外の取引高

770,401千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	563,978株	910,149株	一株	1,474,127株

(注) 普通株式の自己株式の増加910,149株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加910,000株、単元未満株式の買取による増加149株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
未払事業税	23,772
貸倒引当金	214,172
退職給付引当金	12,262
関係会社出資金評価損	268,048
関係会社株式評価損	362,675
事業整理損失引当金	19,428
資産除去債務	18,983
その他	20,403
繰延税金資産計	939,747
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,206
資産除去債務に対応する除去費用	13,518
繰延税金負債計	18,724
繰延税金資産の純額	921,023

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.0%
住民税均等割等	0.3%
その他	0.3%
税効果会計適用後法人税等の負担率	26.1%

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位 : 千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所 有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子 会 社	株式会社サンマルク	(所有) 直接 100.0%	一名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 貸付金利息 (注1)	200,000 2,272	関係会社 短期貸付金	59,999
					賃貸料の受取 (注3)	124,144	関係会社 長期貸付金	176,666
	株式会社サンマルクカフェ	(所有) 直接 100.0%	一名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	賃貸料の受取 (注3)	271,799	—	—
	株式会社バケット	(所有) 直接 100.0%	一名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 資金の返済 貸付金利息 (注1)	300,000 539,999 8,851	関係会社 短期貸付金	339,999
							関係会社 長期貸付金	39,999
	株式会社鎌倉パスタ	(所有) 直接 100.0%	一名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	賃貸料の受取 (注3)	239,174	—	—
	株式会社サンマルク チ ャ イ ナ	(所有) 直接 100.0%	一名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 資金の返済 貸付金利息 (注1)	760,000 675,000 14,314	関係会社 短期貸付金	423,333
							関係会社 長期貸付金	693,333
	株式会社倉式珈琲	(所有) 直接 100.0%	一名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 資金の返済 貸付金利息 (注1)	1,200,000 345,000 19,226	関係会社 短期貸付金	439,999
					賃貸料の受取 (注3)	135,282	関係会社 長期貸付金	1,131,666

(単位:千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所 有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子 会 社	圣摩珂餐飲管理(上海)有限公司	(所有) 直接 100.0%	1 名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	債権放棄	700,000 (注2)	—	—
	SAINT MARC USA INC.	(所有) 直接 100.0%	2 名	当社集約のグループ共通インフラ機能の提供等	資金の貸付 貸付金利息 (注1)	320,000 13,706	関係会社 長期貸付金 (注4)	1,080,000
主要株主	片 山 智 恵 美	(被所有) 直接 19.84%	—	—	自己株式の 取得	2,322,320 (注5)	—	—

(注) 取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付について、貸付金利率は、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
2. 債権放棄については、取締役会決議をもって行ったものであります。
3. 賃貸料は、近隣の取引実勢を勘案し、協議の上決定しております。
4. 関係会社長期貸付金に対して、699,285千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において699,285千円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しております。
5. 2019年2月5日開催の取締役会決議に基づき、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)を利用し、2019年2月5日の終値(最終特別気配を含む)2,552円で取引を行っております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,436円91銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 103円02銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

特記すべき重要な事実はありません。

10. その他の注記

(1) 貸倒引当金繰入額の内容

SAINT MARC USA INC. に対する貸付金について回収不能と見込まれる金額を見積もり、699,285千円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上しております。

(2) 資産除去債務に関する注記

①当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物（内部造作）の耐用年数である15年と見積り、割引率は0.176～1.860%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	50,983千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13,587千円
時の経過による調整額	498千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△2,747千円</u>
期末残高	<u>62,321千円</u>

(3) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社サンマルクホールディングス
取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	松 永 幸 廣 ⑩
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鍵 圭一郎 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サンマルクホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンマルクホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

株式会社サンマルクホールディングス

取締役会 御中

P w C 京都監査法人

指 定 社 員 公認会計士 松 永 幸 廣 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 鍵 圭一郎 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンマルクホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社サンマルクホールディングス 監査役会

常勤監査役 北 島 久 (印)

監 査 役 江 郷 知 己 (印)

監 査 役 石 井 辰 彦 (印)

監 査 役 福 原 一 義 (印)

(注) 監査役北島久、監査役江郷知己、監査役石井辰彦及び監査役福原一義は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上